

9

－犬山城とともに守られてきた城下町－
今も残る魅力溢れる建造物を見つけよう！
～犬山市歴史まちづくり賞事業を実施します～

■ どんな事業なの？ ■

犬山市の歴史的風致として特に守るべきものの一つである「犬山城下町」。この城下町の町並みを守っていく機運を高め次の世代へ継承していくために、景観や風情の向上に貢献している「昔ながらの城下町の風情を感じさせてくれる伝統的な意匠等の建造物」の中から優秀なものを表彰します。

■ どんなものが応募できるの？ ■

原則として、次の全てに当てはまる建造物を応募の対象とします。

- ① 犬山市歴史的風致維持向上計画で設定する重点区域内にあるもの

※ 3ページ目の「当市の重点区域範囲図」をご覧ください。

- ② 公道やその他公共的空間から外観が確認できるもの

※ 建造物の表部分の外観が確認できることが必要です。

- ③ 犬山の城下町の町並みの風情を残し、かつその維持・向上が図られていると思われるもの

- ④ 伝統的な意匠等により隣接、近隣との調和が図られているもの

- ⑤ 建築後およそ50年以上経過しているもの

※ 過去に犬山市の修景助成を受けている物件の場合は、修景後5年以上経過し、継続して良好な外観を維持しているものを対象とします。ただし、自己推薦物件については本条件を適用せず、個別の物件によって判断します。

■ 応募できる種類は？ ■

次の2部門とします。

- ① 住宅部門（現在居住している住宅）

- ② 店舗部門（店舗、事務所、蔵等）

※ 住居でも建築物の一部を店舗等として利用している場合は②となります。

■ 応募できる方は？ ■

犬山市に関係のある方（在住・在勤・在学等）ならどなたでも応募できます。

※ 犬山市との関係の確認は特段実施いたしませんので、良識の範囲に基づいて判断をお願いします。

応募する建造物（建築物及び構築物）の自薦他薦は問いません。

※ 他薦により応募する方は、トラブル防止のため所有者等の同意を得るなどの対応をした上で応募してください。

■ 応募の方法と期間は？ ■

応募は、所定の様式に記入・写真添付をして犬山市教育委員会歴史まちづくり課へ提出してください。

※ 郵送又はメールでの応募も可能とします。

※ ホームページに掲載している様式をご利用いただくか、歴史まちづくり課へお問合せしていただければ様式を送付します。

応募期間は、令和8年8月26日（水）から9月30日（水）とします。

※ 写真は公道又は公共的空間から撮影したものを使用してください。また、撮影等のために個人地への土地には立ち入らないようにお願いします。

※ 表彰物件の写真はホームページ等で公開する予定のため、応募された段階で上記の内容に同意したとみなさせていただきます。

※ 応募された用紙（写真含む）は返却いたしませんのでご了承ください。

■ 誰が審査するの？ ■

当市の附属機関である「犬山市歴史まちづくり協議会」及びその下部組織で、専門家で構成する「犬山市歴史まちづくり協議会専門部会」において、選考及び審査を行います。

■ 審査の範囲は？ ■

部門毎に下記の審査範囲となります。

※ 犬山城下町の町並みの風情を残し、かつその維持・向上が図られているか、伝統的な意匠等により隣接、近隣との調和が図られているかを中心に審査をいたします。

① 住宅部門

公道やその他公共的空間から確認できる外観を審査範囲とします。

② 店舗部門（店舗、事務所、蔵等）

公道その他公共的空間から確認できる外観及び建築物に附随する看板等の構築物の外観を審査範囲とします。

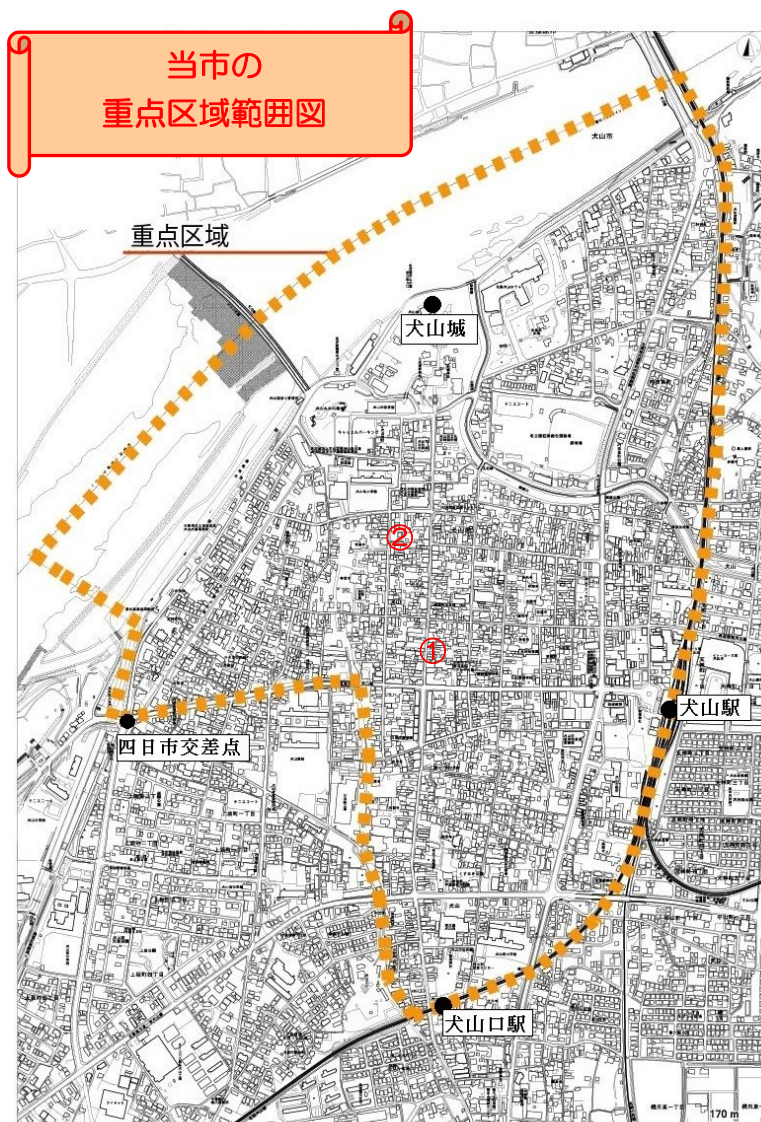
■ 表彰の方法は？ ■

部門毎に、建造物（建築物及び構築物）の所有者又は賃借者に対して、市長が選定をして表彰いたします。

■ 表彰されたものは公表されるの？ ■

表彰をされた建造物（建築物及び構築物）は、評価されたポイントを明記した上で、公道その他公共的空間から見ることが出来る外観の写真とともに、当市ホームページ等において公表いたします。

重点区域の範囲と写真の参考例



～ 写真の参考例 ～
公道等から撮影したものを
お願いします。

※令和6年度に表彰された物件を
掲載しています。

①



②



～お問合せ先～

犬山市教育委員会 歴史まちづくり課

■TEL 0568-44-0354

■FAX 0568-44-0372

■メール 070700@city.inuyama.lg.jp